

令和7年第12回東串良町農業委員会  
会議録

日時：令和7年12月22日（月）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

令和7年第12回東串良町農業委員会会議録

招集年月日	令和7年12月22日						
招集場所	東串良町役場委員会室（3階）						
開催の日時 及び宣言	開会	令和7年12月22日 午前10時00分				議長	大村 教男
	閉会	令和7年12月22日 午前10時30分				議長	大村 教男
農業委員	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	
出席数 名 欠席数 名	○	1	吉ヶ崎 弘一	×	5	鶴丸 千尋	
	○	2	松留 立美	○	6	木佐貫 一孝	
出席○ 欠席×	○	3	稲村 照隆	○	7	櫻木 孝二	
	○	4	大村 教男	○	8	内村 初子	
最適化推進 委員	×		有留 幸路	○		松元 友信	
	○		中村 春樹	○		杉木 秀幸	
出席数 名 欠席数 名	○		福岡 みどり	○		松留 和江	
	○		村吉 博美	○		谷口 憲三	
会議録署名委員	3番	稲村 照隆		6番	木佐貫 一孝		
出席した事務局職員	局長 次長	上野 勝志 瀧川 祐造		書記	出水 翔太・中村 一雅		
会議 に付 した 事項	<p>日程第1 議案第51号 農用地利用集積等促進計画案の意見について</p> <p>日程第2 議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第53号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について</p> <p>日程第4 議案第54号 農地あっせん委員の選任について</p>						

議長（大村）

皆さんおはようございます。

ただいまから定例総会を始めたいと思います。

有留委員と鶴丸委員から欠席届が参っております。

出席者14名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和7年第12回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、3番稲村委員と6番木佐貫委員にお願いいたします。ここで諸般の報告をいたします。

基盤強化促進法による賃借権の合意解約が1件1筆、農用地等の利用権による賃借権の合意解約が6件13筆、使用貸借権の合意解約が1件1筆ありました。

総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いいたします。それでは、ただいまから議事に入りたいと思いますが、議事に入る前に事務局から、令和7年11月の定例総会資料の訂正について、先に報告をお願いいたします。

事務局（中村）

それでは、報告させていただきます。資料は最後に掲載してあります。11月総会において審議した議案第46号農用地利用集積等促進計画案の意見の、所有権移転の買入の1番につきましては、売渡の予定時期が令和8年8月1日ではなく令和8年7月1日となりますのでよろしくお願い申し上げます。

議長（大村）

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

はじめに、日程第1議案第51号農用地利用集積等促進計画案の意見についてを議題といたします。

今回の農用地利用集積等促進計画案については、賃借権が3件、使用貸借権が8件、所有権移転が1件あります。それでは事務局の説明をお願いしたいところですが、賃借権の1番と、使用貸借権の1番については借人が〇〇委員が役員を務める法人となっておりますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。東串良町農業委員会会議規則第25条によって、委員は自己又は同居の親族に関する事項に関しての議事に参与することはできないとなっておりますので、〇〇委員は質疑の間退席をお願いします。

（〇〇委員退席）

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料 1 ページをご覧ください。

賃借権の 1 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

資料 2 ページをご覧ください。

使用賃借権設定の 1 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。以上で説明を終わります。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、質疑が終了したので、〇〇委員の入室を認めます。

（〇〇委員入室）

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料 1 ページをご覧ください。

賃借権の 1 番につきましては、先ほど説明させていただきましたので、省略します。

次に 2 番、貸人は〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 3 番、貸人は〇〇さん、借人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

資料 2 ページをご覧ください。

使用賃借権の 1 番につきましては、先ほど説明させていただきましたので、

省略します。

次に 2 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 3 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 4 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 5 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 6 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 7 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 8 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

資料 3 ページをご覧ください。

所有権移転の買入の 1 番、譲渡人は〇〇さん、〇〇さん、譲受人は公益財団法人鹿児島県地域振興公社、申請地は議案書に記載されているとおり売買による所有権移転でございます。予定としましては、来年 2 月 1 日に公益財団法人鹿児島県地域振興公社が買入をし、売渡の前に総会にて再度審議し、来年 8 月 1 日に〇〇さんへ売渡することとなります。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (大村)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして、日程第1議案第51号農用地利用集積等促進計画案の意見については原案どおり承認することに決しました。

議長 (大村)

次に、日程第2議案第52号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

今回申請がなされたのは、使用貸借権が1件、所有権移転が3件であります。それでは事務局の説明をお願いします。

事務局 (中村)

それでは説明いたします。資料4ページをご覧ください。

使用貸借権設定の68番、貸人は〇〇さん、借人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり新規10年の使用貸借権設定でございます。

資料5ページをご覧ください。

所有権移転の69番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、売買による所有権移転でございます。

次に70番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、売買による所有権移転でございます。

資料6ページをご覧ください。

次に71番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、売買による所有権移転でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 (大村)

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして日程第2議案第52号農地法第3条の規定による許可申請については原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第3議案第53号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について議題といたします。

今回は申請が3件きており、全て現地調査を行っております。

最初に資料7ページの〇〇さんからの申請について、現地調査を行っておりますので、その報告を松留立美委員よろしくお願ひします。

(松留立美委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和7年12月11日、木曜日に転用にかかる現地調査を私と松留和江委員、事務局2名の計4名で行いました。

なお関係者として農地の譲渡人である〇〇さん、譲受人である〇〇さんが出席されました。

今回の申請目的は建設会社を営んでいる譲受人が申請地を農業用倉庫、温室とするものとなっております。

申請地は、地域計画の区域内より外れており、周囲の農地状況から第2種農地に該当するものと思われ、転用は可能であるものと思われます。

なお、資料7頁の備考、および資料8頁の現地写真にあるとおり、申請地は既に申請なしの状態です。資材置場として使用されており、違反転用の状態にあります。

これは、譲渡人の父親にあたる〇〇さんが、元々菜園として使用していたものを〇〇さんに貸し出したもので、当時〇〇さんも〇〇さんも転用申請を怠ってしまったとのことであり、事務局へ顛末書が届いております。

申請地の現状については、農地として復元することが難しいことや、現使用者と譲受人が同一であること、資材は搬出する予定であることから、現状の状態のまま申請することはやむを得ないことと思われます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願ひいたします。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長 (大村)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (大村)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

次に資料 9 ページの〇〇さんからの申請について、現地調査を行っておりますので、その報告を、松元委員よろしくお願ひします。

(松元委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和 7 年 1 2 月 1 1 日、木曜日に転用にかかる現地調査を私と櫻木委員、事務局 2 名の計 4 名で行いました。

なお関係者として砂取業者の〇〇さんと貸人の〇〇さんが出席されました。

今回の申請目的は砂取業者である申請人が申請地から砂を採取することとなっております。

申請地は転用が禁止されている農用地区域内農地に該当していますが、今回の申請では転用期間が 1 年間と限定されており、不許可の例外である「農地の一時転用」にあたるものと思われまゝす。

また申請地は地域計画区域内農地にも該当しておりますが、一時転用にあたるため、特に計画の変更などは必要ないものと思われまゝす。

なお、採取のための工事に関しても、もし苦情等があった場合には、業者が誠意を持って対応するとしており、転用の許可を出しても特に問題はないものと思われまゝす。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願ひいたします。

議長 (大村)

ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

吉ヶ崎委員

はい。

議長（大村）

吉ヶ崎委員、どうぞ。

吉ヶ崎委員

この〇〇さんの過去の農地の後を見れば、あまりかんばしくない状態なんですよ。砂採取後の農地の跡が、前よりも悪くなっている。水がわいてそれを改善してくださいと地主さんが、お願いしていますが返事は、「はい」と言われますが、農地は前の状態のままです。又、ここもその状態にならない様にしっかりと業者さんに伝えてもらえればと思います。前よりも悪いというのが最悪です。最低でも元の状態に戻してもらわないと、後の耕作ができないです。以上です。

事務局（瀧川）

現地調査では、工期を守ってくださいと指導しています。過去に工期を延長したという事もあり、期間内で工事を終えるようにしてくださいと、指導したところです。

事務局（出水）

改めて、〇〇さんにはこのような要望がありましたという事をお伝えしたいと思います。

議長（大村）

他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

最後に資料 10 ページの有限会社〇〇さんからの申請について、現地調査を行っておりますので、その報告を、松留和江委員よろしくお願ひします。

（松留和江委員現地調査報告）

それでは報告させていただきます。

令和7年12月11日、木曜日に転用にかかる現地調査を私と松留立美委員、事務局2名の計4名で行いました。

なお関係者として砂取業者の〇〇さんが出席されました。

今回の申請目的は砂取業者である申請人が申請地から砂を採取することとなっています。

申請地は地域計画の区域からは外れておりますが、周辺の農地の広がりから転用が禁止されている第1種農地に該当すると思われま

す。しかしながら今回の申請では転用期間が1年間と限定されており、不許可の例外である「農地の一時転用」にあたるものと思われま

す。また、採取のための工事に関しても、もし苦情等があった場合には、業者が誠意を持って対応するとしており、転用の許可を出しても特に問題はないものと思われま

す。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願

議長（大村）

ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

以上をもちまして日程第3議案第53号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請については原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第4議案第54号の農地のあっせん委員の選任についてを議題といたします。

今月は売買もしくは賃借を求める申出が1件ございます。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきたいと

思います。どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

事務局一任という声がありましたので、まず、事務局の説明をお願いします。

事務局（出水）

それでは、〇〇さんの農地あっせん申し出について説明させていただきます。資料 11 ページをお開きください。

申請地は資料、11 ページの左下にある通り、川東六反に所在し、川東地域計画区域内農地および農用地区域内農地に該当しております。

資料 11 ページ右下に申請地周辺の地域計画における担い手を記載しておりますので、あっせんの際には農地の最適化を進めるためにも優先的に話を進めていただきますようお願いいたします。

なお、農地情報をホームページと農業委員会窓口において公開することにも了承を得ています。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長（大村）

ありがとうございます。

それでは、事務局一任という声がありましたので農地のあっせん委員につきましても、松留和江委員と杉木委員を指名いたします。委員長を松留和江委員にお願いしたいと思います。

また、本議案は、1月15日までを申出期間とします。

あっせん委員は活動において農地購入の話を受けても、期間中は保留していただきますようお願いいたします。

以上をもちまして日程第4議案第54号の農地のあっせん委員の選任については、ただいま指名いたしました方々をお願いすることに決しました。

議長（大村）

続いて、来月の予定について事務局から案内をお願いいたします。

事務局（瀧川）

1月の現地調査を15日木曜日をお願いします。

定例総会を1月23日の金曜日に、又1月の定例総会分の申請締切を12月26日金曜日までとします。

議長（大村）

ありがとうございます。

以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和7年第12回定例総会を閉会いたします。